

小浜市建設工事における週休2日実施要領

施工業者向け Q&A

— 受注から工事完成までの取扱い —

本 Q&A は、小浜市が発注する週休2日対象工事について、受注者の皆様に実施方法、現場閉所、提出資料、達成状況の確認等を分かりやすく説明するものです。工事ごとの具体的な取扱いは、入札公告、設計図書、特記仕様書及び監督職員の指示等を確認してください。

1 制度・発注方式

Q1 週休2日工事は何のために実施するのですか。

A 建設業における働き方改革を推進するとともに、建設業の担い手の確保・育成を図るために実施するものです。

Q2 「完全週休2日工事」と「週休2日工事」の違いは何ですか。

A 完全週休2日工事は、原則として土曜日・日曜日を現場閉所する工事です。週休2日工事は、曜日を限定せず、毎週2日以上現場閉所を行う工事です。どちらの方式で発注されているかは、入札公告・設計図書等で確認してください。

Q3 受注者が発注方式を選択できますか。

A 原則として、発注者が工事ごとに発注方式を決定します。施工条件等について疑義がある場合は、監督職員に確認してください。

Q4 「現場閉所」とはどのような状態ですか。

A 現場事務所での事務作業を含め、原則として現場及び現場事務所で一日を通して作業を行わない状態をいいます。ただし、巡回、保守点検等の現場管理上必要な最低限の作業は除きます。

2 契約後・施工計画

Q5 契約後、受注者は最初に何をすればよいですか。

A 週休2日の実施予定その他必要な事項を記載した施工計画書を監督職員に提出し、確認を受けてください。

Q6 施工計画書には何を記載すればよいですか。

A 発注方式に応じた週休2日の実施予定、工程、現場閉所予定日その他必要な事項を記載してください。具体的な記載方法については監督職員に確認してください。

Q7 下請業者にも週休2日の取組を周知する必要がありますか。

A はい。下請負人を含む関係者に、週休2日の趣旨及び実施に必要な事項を周知してください。

Q8 工事看板への表示は必要ですか。

A はい。週休2日対象工事であることを工事看板に明示してください。表示方法は、小浜市が示す工事看板表示例等によります。

3 現場閉所・施工中の取扱い

Q9 雨や雪などで作業できなかった日は、現場閉所日として扱われますか。

A 悪天候等により一日を通して現場作業等を行っていない場合は、現場閉所日として取り扱います。

Q10 予定していた現場閉所日に作業した場合、すぐに未達成となりますか。

A 直ちに未達成となるとは限りません。代替日の取扱いなど、当該工事に適用される達成基準に基づいて確認します。作業が必要となった場合は、監督職員に報告・相談してください。

Q11 「代替日」とは何ですか。

A 達成基準上必要な現場閉所を行うことができなかった場合に、その不足する現場閉所日に代えて現場閉所を行う日をいいます。具体的な取扱いは、適用される達成基準を確認してください。

Q12 土曜日・日曜日に作業することは一切できないのですか。

A 完全週休2日工事では、原則として土曜日・日曜日を現場閉所します。ただし、やむを得ず作業が必要となる場合は、速やかに監督職員へ報告・協議し、達成基準に基づいて取り扱います。

Q13 完全週休2日を達成できなかった場合はどうなりますか。

A 完全週休2日の達成基準を満たさなかった場合でも、週休2日の達成基準を満たしている場合は、週休2日を達成したものとして取り扱います。補正等がある工事については、当該工事に適用される関係基準により取り扱います。

Q14 工事途中で工程が変わった場合はどうすればよいですか。

A 週休2日の実施に影響する工程変更が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、必要に応じて施工計画書や工程表等を整理してください。

Q15 受注者の都合で休日を別の日に変更してもよいですか。

A 発注方式及び達成基準に適合する必要があります。休日の変更が必要となった場合は、自己判断で処理せず、監督職員に確認してください。

4 履行確認・提出資料

Q16 週休2日の実施状況は、どのように確認されますか。

A 月報、施工計画書、工程表その他必要な資料により、監督職員が実施状況を確認します。

Q17 受注者は毎月何を提出しますか。

A 週休2日の実施状況を記載した月報その他必要な資料を監督職員に提出してください。具体的な様式や提出方法は監督職員に確認してください。

Q18 現場閉所日の記録は残しておく必要がありますか。

A はい。月報や工程表等により、現場閉所日と施工日の状況が確認できるよう整理してください。

Q19 月報の内容に誤りがあった場合はどうすればよいですか。

A 誤りに気付いた場合は、速やかに監督職員へ申し出て訂正してください。実施状況は正確に報告してください。

Q20 発注者と受注者で達成状況の認識が異なる場合はどうしますか。

A 監督職員と協議し、月報、工程表その他の資料を確認して整理します。協議内容は、必要に応じて工事打合せ簿等に記録します。

5 積算・設計変更・工事成績評定

Q21 一般工事では、週休2日の実施に伴う経費が別途加算されますか。

A 小浜市の実施要領では、一般工事については、原則として週休2日の実施に伴う経費を別途計上しない取扱いです。ただし、工事分野等により別の基準が適用される場合があります。

Q22 港湾・空港・林野・水産関係工事の補正はどうなりますか。

A 当該工事に適用される国、福井県その他関係機関の積算基準、補正係数等により取り扱います。具体的な補正の有無や方法は設計図書等を確認し、不明な場合は監督職員に確認してください。

Q23 補正対象工事で週休2日を達成できなかった場合はどうなりますか。

A 一律の取扱いではなく、実際の達成状況及び当該工事に適用される関係基準に基づき、補正及び設計変更を行います。

Q24 週休2日の実施状況は工事成績評定に関係しますか。

A はい。小浜市が定める工事成績評定の基準に基づき、「工程管理」等の評価対象となります。

Q25 週休2日を達成すれば「創意工夫」で評価されますか。

A 週休2日を達成したことだけで直ちに「創意工夫」の評価となるものではありません。休日確保に向け、通常の工程管理を超えた積極的・具体的な取組や工夫を行い、その内容や効果が確認できる場合は、評価の対象となることがあります。

6 その他

Q26 施工条件等により週休2日の実施が難しくなった場合はどうすればよいですか。

A 早めに監督職員へ報告し、施工条件、工程等を確認した上で協議してください。受注者のみの判断で週休2日の取組を中止しないようにしてください。

Q27 週休2日の取扱いについて分からない場合は、どこに確認すればよいですか。

A まず、入札公告、設計図書、特記仕様書及び「小浜市建設工事における週休2日実施要領」を確認してください。それでも不明な場合は、工事の監督職員に確認してください。

【受注者の皆様へ】 週休2日工事は、発注者と受注者が相互に協力して取り組む制度です。施工条件や工程の変更等により、予定どおりの現場閉所が困難となった場合は、自己判断で処理せず、早めに監督職員へ相談してください。